

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決するために ～人権教育啓発センターの取組～

人権教育啓発センターは、人権・同和問題を解決するため、行政だけでなく地域の皆さんや学校とともにさまざまなことに取り組んでいます。主な取組をご紹介します。

「気づきの場」「学びの場」となるように

人権センターでは、人権問題を解決するのは自分自身であるという「気づきの場」、またどのように行動すればよいかを考える「学びの場」を市民の皆さんに提供するため、公開講座の開催や視察・研修を受け入れています。

そのほか、市内の小学6年生を対象に、人権問題や人権センターの取組について授業をしています。見学の際、センターの職員は、「人権は、人権を大切にしよう」とみんなが努力する社会でなければ守られない」と話をします。努力と聞くと難しく感じますが、子どもたちには「見学で分かったことや心に残ったことを家に帰っておうちの人にも話してね。そうやって日頃から人権について話し合うことも努力の一つなんだよ」と伝えていきます。



子どもたちの感想

- 私は、新型コロナウイルス感染症の情報が掲示されている所に「心の感染は止められる」と書いてあって、それがとても心に残りました
- ぼくは、人権について子どもには関係ないと思っていました。でも人権センターを見学して、人権は子どもにも関係があり、ぼくに自由な権利があるように相手にもぼくと同じ自由な権利があると分かりました。みんなが楽しく笑顔になってほしいと思うようになりました



地域や職場、家庭でも考える機会を

人権センターでは、行政区や学校の保護者会、企業、病院、サークルなどが行う人権・同和問題研修に講師としてセンターの職員を派遣する事業を行っています。

また、学習教材としてDVDや本、親子で楽しく学べる絵本などを貸し出しています。

私たち大人も定期的に研修会などに参加し、「知ろうとすること」や「考え続けること」が人権・同和問題の解決のためには大切です。気軽にご利用ください。

身近な人権相談の場として

人権センターでは、市民の身近な相談先となれるよう、職員による人権相談を随時受け付けています。

また、人権擁護委員による特設人権相談(要申込)を毎月第3金曜日/午後1時～3時に開催しています。

1月の開催日時

1月15日(金)/午後1時～3時

☎ 人権・同和对策課 ☎ 72-2111